

持続可能な営農支援を求める意見書

農林水産業は自然の恵みを楽しんで営まれており、自然条件に大きく左右される。

近年では、気候変動や地球温暖化の影響により、農作物の品質低下や豪雨災害の多発等が見られる。また、猛暑、大雪、低温といった最近の顕著な気象状況による農作物への被害は、これまで培われてきた農家の想定をはるかに超えるものもあり、営農意欲に影響を与えるほか、農作物の価格高騰等により消費者への食料供給にも影響を及ぼすことになる。こうした状況が続けば、将来的に農林水産業・農山漁村の存立を危うくする懸念がある。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響は、特定製品の供給を外国に依存するリスクを明確にした。食料供給は国民の生命にも直結する重大な問題であり、改めて食料安全保障の重要性が明確になった。一方で、様々な農林水産物が国内での需要を失い、価格低下や新たな生産を阻害する要因にもなった。

よって、国においては、こうした現下の環境を真摯に受け止め、地球環境問題に向き合い、持続可能な農林水産業・農山漁村を目指すべきであり、下記の事項について十分に配慮し、施策を進めるよう強く要望する。

記

- 1 自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられないリスクを広く補償する収入保険・農業共済について、農業者への理解増進を丁寧に行い、より一層加入促進を進めること。
- 2 農業者等が災害により直接受けた被害に対し、可能な限り早急に復旧することはもとより、災害の発生防止と営農継続に向けた防災・減災事業を積極的に進めること。また、二次被害対策を含めた被害農業者の救済や、営農に必要な機材の整備支援等、農業経営の再建に資する支援策を拡充すること。
- 3 気候変動に伴う営農環境の変化に適応するための生産体制の整備を支援するとともに、作物の生産適地の変化について試験研究機関等と連携し、地域の特性に合った作物の研究を促進するほか、その生産拡大と加工・流通体制の見直しを検討するなど、将来の予見性を高めた営農の継続及び安定に取り組むこと。
- 4 農業での他作物転換や次期作の取組を支援するとともに、国内での消費拡大の支援の推進や、国外市場向けの転換を可能とする代替市場の開拓など、国内の需給緩和時の対応に取り組み、コロナ禍であっても安心して農林漁業経営が行われるよう施策を講ずること。
- 5 脱炭素化推進のための農地等での再生可能エネルギー導入拡大に当たっては、乱開発による環境破壊を未然に防ぎ、食の安全保障の確保や多面的機能の維持といった農地や森林が持つ役割に支障が生じないよう施策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 10 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

宛